

JPDirectサーバー証明書取次サービス(セコムパスポート for Web EV) ご利用条件 (修正履歴付き)	JPDirectサーバー証明書取次サービス(セコムパスポート for Web EV) ご利用条件 (整形版)	備考
<p>JPDirectサーバー証明書取次サービス(セコムパスポート for Web EV) ご利用条件</p> <p style="text-align: right;">株式会社日本レジストリサービス 公開: 2018年8月1日 公開: 2026年2月26日 実施: 2018年8月1日 実施: 2026年2月27日</p> <p>第1条 (用語) このご利用条件で使用する用語は次のとおりとします。</p> <p>1. JPDirect 株式会社日本レジストリサービスが、ご利用者にJPDirectサーバー証明書取次サービス(セコムパスポート for Web EV)を提供する部門をいいます。</p> <p>2. ご利用者 JPDirectサーバー証明書取次サービス(セコムパスポート for Web EV)を利用される方をいいます。</p> <p>3. お申し込み責任者 ご利用者と同一の権利および義務を有し、JPDirectサーバー証明書取次サービス(セコムパスポート for Web EV)のご利用にあたり、JPDirectからの連絡先および請求先となる方をいいます。</p> <p>4. 認証局 EVサーバー証明書「セコムパスポートfor Web EV」の認証局であるセコムトラストシステムズ株式会社をいいます。</p> <p>5. 証明書 認証局が提供するEVサーバー証明書「セコムパスポートfor Web EV」をいいます。</p> <p>6. 認証局規定 認証局が定める証明書に適用される規定等をいいます。</p> <p>第2条 (適用範囲) このご利用条件は、セコムトラストシステムズ株式会社が認証局として提供するEVサーバー証明書「セコムパスポートfor Web EV」について、JPDirectが発行等の手続の取次を行うサービス(以下「証明書取次サービス」といいます)に適用されます。ご利用者は、証明書取次サービスの利用に関し、このご利用条件のほか認証局が定める認証局規定(「セコムパスポート for Web シリーズサービス利用規定」セコムパスポート for Web EVサービス利用規定、「お客様組織別提出書類基準[セコムパスポートfor Web EVサービス]」セコムパスポート for Web EV 認証局証明書ポリシー (Certificate Policy)、「SECOM パブリックトラスト証明書ポリシー/認証運用規程」セコム電子認証基盤認証運用規程 (Certification Practice Statement)」および「個人情報保護方針」)が適用されることをご承諾のうえ、</p>	<p>JPDirectサーバー証明書取次サービス(セコムパスポート for Web EV) ご利用条件</p> <p style="text-align: right;">株式会社日本レジストリサービス 公開: 2026年2月26日 実施: 2026年2月27日</p> <p>第1条 (用語) このご利用条件で使用する用語は次のとおりとします。</p> <p>1. JPDirect 株式会社日本レジストリサービスが、ご利用者にJPDirectサーバー証明書取次サービス(セコムパスポート for Web EV)を提供する部門をいいます。</p> <p>2. ご利用者 JPDirectサーバー証明書取次サービス(セコムパスポート for Web EV)を利用される方をいいます。</p> <p>3. お申し込み責任者 ご利用者と同一の権利および義務を有し、JPDirectサーバー証明書取次サービス(セコムパスポート for Web EV)のご利用にあたり、JPDirectからの連絡先および請求先となる方をいいます。</p> <p>4. 認証局 EVサーバー証明書「セコムパスポートfor Web EV」の認証局であるセコムトラストシステムズ株式会社をいいます。</p> <p>5. 証明書 認証局が提供するEVサーバー証明書「セコムパスポートfor Web EV」をいいます。</p> <p>6. 認証局規定 認証局が定める証明書に適用される規定等をいいます。</p> <p>第2条 (適用範囲) このご利用条件は、セコムトラストシステムズ株式会社が認証局として提供するEVサーバー証明書「セコムパスポートfor Web EV」について、JPDirectが発行等の手続の取次を行うサービス(以下「証明書取次サービス」といいます)に適用されます。ご利用者は、証明書取次サービスの利用に関し、このご利用条件のほか認証局が定める認証局規定(「セコムパスポート for Web シリーズサービス利用規定」、「お客様組織別提出書類基準[セコムパスポートfor Web EVサービス]」、「SECOM パブリックトラスト証明書ポリシー/認証運用規程」および「個人情報保護方針」)が適用されることをご承諾のうえ、証明書取次サービスのお申し込みをされるものとします。なお、このご利用条件の対象となる証明書は2026年2月27日以降に発行される証明書に限ります。2026年2月26日以前に発行された証明書に関する事項は</p>	<p>本対比表は、2026年2月18日までのご利用条件との比較を記載しております。</p> <p>公開日および実施日を更新</p> <p>[第2条] 適用されるSTSの規定(利用規程およびCP/CPS)を変更</p>

JPDirectサーバー証明書取次サービス(セコムパスポート for Web EV) ご利用条件 (修正履歴付き)	JPDirectサーバー証明書取次サービス(セコムパスポート for Web EV) ご利用条件 (整形版)	備考																				
<p>証明書取次サービスのお申し込みをされるものとします。<u>なお、このご利用条件の対象となる証明書は2026年2月27日以降に発行される証明書に限り、2026年2月26日以前に発行された証明書に関する事項は「JPDirectサーバー証明書取次サービス(セコムパスポート for Web EV) ご利用条件 (2026年2月26日までに発行した証明書用)」に定めます。</u></p>	<p>「JPDirectサーバー証明書取次サービス(セコムパスポート for Web EV) ご利用条件 (2026年2月26日までに発行した証明書用)」に定めます。</p>	<p>[第2条] このご利用条件の対象となる証明書の説明を追記。</p>																				
<p>第3条 (証明書取次サービス) 1. 証明書取次サービスの内容は次のとおりです。 JPDirectが取り次ぐ証明書の種類と有効期間は、認証局の定める範囲内でJPDirectのWebページで定めます。</p>	<p>第3条 (証明書取次サービス) 1. 証明書取次サービスの内容は次のとおりです。 JPDirectが取り次ぐ証明書の種類と有効期間は、認証局の定める範囲内でJPDirectのWebページで定めます。</p>	<p>[第3条第1項] 認証局規定の定めとの整合をとりました。</p>																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>手続名</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>証明書発行の取次</td> <td>証明書を新規に発行する手続（認証局の契約成立のご案内、証明書の交付、ステッカーの貸与に伴う措置等を含みます。）の取次</td> </tr> <tr> <td>証明書再発行の取次</td> <td><u>発行済みの証明書に含まれるお客様の組織名・住所などの情報を変更し有効期限が切れておらず、失効されていない有効な証明書（再発行された証明書を除きます。）について、その発行日から起算して25日経過する前に限り、同一のコモンネームで、現在の証明書の有効期限と一致する新しい証明書を発行する手続の取次</u></td> </tr> <tr> <td><u>証明書の更新の取次</u></td> <td><u>発行済みの証明書について、その証明書の有効期限が切れる前に、と同一のコモンネームで新たな有効期限を持つ証明書を発行する手続の取次</u></td> </tr> <tr> <td>証明書失効の取次</td> <td>証明書を失効（無効化）する手続の取次</td> </tr> </tbody> </table>	手続名	概要	証明書発行の取次	証明書を新規に発行する手続（認証局の契約成立のご案内、証明書の交付、ステッカーの貸与に伴う措置等を含みます。）の取次	証明書再発行の取次	<u>発行済みの証明書に含まれるお客様の組織名・住所などの情報を変更し有効期限が切れておらず、失効されていない有効な証明書（再発行された証明書を除きます。）について、その発行日から起算して25日経過する前に限り、同一のコモンネームで、現在の証明書の有効期限と一致する新しい証明書を発行する手続の取次</u>	<u>証明書の更新の取次</u>	<u>発行済みの証明書について、その証明書の有効期限が切れる前に、と同一のコモンネームで新たな有効期限を持つ証明書を発行する手続の取次</u>	証明書失効の取次	証明書を失効（無効化）する手続の取次	<table border="1"> <thead> <tr> <th>手続名</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>証明書発行の取次</td> <td>証明書を新規に発行する手続（認証局の契約成立のご案内、証明書の交付、ステッカーの貸与に伴う措置等を含みます。）の取次</td> </tr> <tr> <td>証明書再発行の取次</td> <td>有効期限が切れておらず、失効されていない有効な証明書（再発行された証明書を除きます。）について、その発行日から起算して25日経過する前に限り、同一のコモンネームで、現在の証明書の有効期限と一致する新しい証明書を発行する手続の取次</td> </tr> <tr> <td>証明書の更新の取次</td> <td>発行済みの証明書について、その証明書の有効期限が切れる前に、同一のコモンネームで新たな有効期限を持つ証明書を発行する手続の取次</td> </tr> <tr> <td>証明書失効の取次</td> <td>証明書を失効（無効化）する手続の取次</td> </tr> </tbody> </table>	手続名	概要	証明書発行の取次	証明書を新規に発行する手続（認証局の契約成立のご案内、証明書の交付、ステッカーの貸与に伴う措置等を含みます。）の取次	証明書再発行の取次	有効期限が切れておらず、失効されていない有効な証明書（再発行された証明書を除きます。）について、その発行日から起算して25日経過する前に限り、同一のコモンネームで、現在の証明書の有効期限と一致する新しい証明書を発行する手続の取次	証明書の更新の取次	発行済みの証明書について、その証明書の有効期限が切れる前に、同一のコモンネームで新たな有効期限を持つ証明書を発行する手続の取次	証明書失効の取次	証明書を失効（無効化）する手続の取次	<p>[第3条第1項] 契約期間中に生じる更新手続を追記</p>
手続名	概要																					
証明書発行の取次	証明書を新規に発行する手続（認証局の契約成立のご案内、証明書の交付、ステッカーの貸与に伴う措置等を含みます。）の取次																					
証明書再発行の取次	<u>発行済みの証明書に含まれるお客様の組織名・住所などの情報を変更し有効期限が切れておらず、失効されていない有効な証明書（再発行された証明書を除きます。）について、その発行日から起算して25日経過する前に限り、同一のコモンネームで、現在の証明書の有効期限と一致する新しい証明書を発行する手続の取次</u>																					
<u>証明書の更新の取次</u>	<u>発行済みの証明書について、その証明書の有効期限が切れる前に、と同一のコモンネームで新たな有効期限を持つ証明書を発行する手続の取次</u>																					
証明書失効の取次	証明書を失効（無効化）する手続の取次																					
手続名	概要																					
証明書発行の取次	証明書を新規に発行する手続（認証局の契約成立のご案内、証明書の交付、ステッカーの貸与に伴う措置等を含みます。）の取次																					
証明書再発行の取次	有効期限が切れておらず、失効されていない有効な証明書（再発行された証明書を除きます。）について、その発行日から起算して25日経過する前に限り、同一のコモンネームで、現在の証明書の有効期限と一致する新しい証明書を発行する手続の取次																					
証明書の更新の取次	発行済みの証明書について、その証明書の有効期限が切れる前に、同一のコモンネームで新たな有効期限を持つ証明書を発行する手続の取次																					
証明書失効の取次	証明書を失効（無効化）する手続の取次																					
<p>2. ご利用者は、証明書の発行、再発行、<u>更新</u>、失効のお申し込みを認証局へ行う権限をJPDirectに付与するものとし、これらのお申し込みをJPDirect所定の方法でJPDirectを通じて行うことができるものとします。 3. 証明書取次サービスの料金は、認証局に対する料金を含み、ご利用者は、<u>JPDirectのWebページ</u>で定める料金を、JPDirectの定める支払期限までにJPDirectに支払うものとします。 <u>4. 前項の料金のほか、証明書の発行、再発行、更新等に伴う証明書の設定に要する費用等がご利用者が負担するものとします。</u> <u>5. ご利用者は、認証局規定およびこのご利用規定の定める条件に合致する場合のみ、証明書の再発行をお申し込みできるものとします。条件に合致しない場合は証明書の再発行をお申し込みいただけません。この場合においてご利用者が引き続き証明書取次サービスのご利用を希望される場合は、新たな証明書発行の取次のお申</u></p>	<p>2. ご利用者は、証明書の発行、再発行、更新、失効のお申し込みを認証局へ行う権限をJPDirectに付与するものとし、これらのお申し込みをJPDirect所定の方法でJPDirectを通じて行うことができるものとします。 3. 証明書取次サービスの料金は、認証局に対する料金を含み、ご利用者は、<u>JPDirectのWebページ</u>で定める料金を、JPDirectの定める支払期限までにJPDirectに支払うものとします。 4. 前項の料金のほか、証明書の発行、再発行、更新等に伴う証明書の設定に要する費用等がご利用者が負担するものとします。 5. ご利用者は、認証局規定およびこのご利用規定の定める条件に合致する場合のみ、証明書の再発行をお申し込みできるものとします。条件に合致しない場合は証明書の再発行をお申し込みいただけません。この場合においてご利用者が引き続き証明書取次サービスのご利用を希望される場合は、新たな証明書発行の取次のお申</p>	<p>[第3条第4項] ご利用料金以外の費用負担について追記</p>																				
		<p>[第3条第5項] 再発行に関する定めを追記</p>																				

JPDirectサーバー証明書取次サービス(セコムサポート for Web EV) ご利用条件 (修正履歴付き)	JPDirectサーバー証明書取次サービス(セコムサポート for Web EV) ご利用条件 (整形版)	備考
<p><u>し込みが必要となります。</u></p> <p>第4条 (ご利用者のご同意事項) ご利用者は証明書取次サービスのご利用にあたって次の事項に同意するものとします。</p> <p>(1) JPDirectが取り次ぐ認証局に対するお申し込み、届け出等について、認証局が審査等を行い、JPDirectはその審査結果等について責任を負わないこと。</p> <p>(2) 証明書は認証局規定にしたがってご利用者の責任で利用されること。</p> <p>(3) 証明書取次サービスは、JPDirectサービスのご利用者限定して提供し、「JPDirectサービスご利用約款」の定めるお客様IDおよびパスワードによる認証を行って証明書取次サービスのお申し込み、届け出などを受け付けること。</p> <p>(4) ご利用者に関する情報の取り扱い、証明書取次サービスについてはJPDirectが定める「JPDirectにおけるご利用者の個人情報取り扱いについて」が、証明書の発行等の手続および証明書については認証局が定める「個人情報保護方針」が共に適用されること。</p> <p>(5) JPDirectが取次のお申し込み処理を完了していない場合、その処理が完了するまでの間、同一証明書に対する新たなお申し込みを受け付けられない場合があること。</p> <p><u>(6) 認証局規定により証明書の有効期間が短縮される場合があること。</u></p> <p><u>(6) 「JPDirectサーバー証明書取次サービス (従来版) ご利用規程」の次の条項とこれに関連する「JPDirectサービスご利用約款」が証明書取次サービスに準用されること。なお、準用における読み替えは下表のとおりとする。し、このご利用条件と準用する「JPDirectサーバー証明書取次サービス (従来版) ご利用規程」との間で矛盾抵触が生じる場合、このご利用条件の定めを優先して適用するものとします。</u></p> <p>第4条 (証明書発行のお申し込み)。ただし、「証明書発行のお申し込み」は「証明書発行の取次、証明書再発行の取次のお申し込み」に、「上位規定」は「認証局規定」に読み替えます。</p> <p>第5条 (お申し込みの承諾)。ただし、「このご利用規程」は「このご利用条件」に、「当サービス」は「証明書取次サービス」に読み替えます。</p> <p>第6条 (証明書発行お申し込みの撤回)。ただし、「証明書発行お申し込み」、「証明書の発行のお申し込み」は「証明書発行の取次、証明書再発行の取次のお申し込み」に読み替えます。</p> <p>第8条 (書類の提出および照会)。ただし、「上位規定」は「認証局規定」に読み替えます。</p> <p>第9条 (証明書失効)。ただし、「当サービス」は「証明書取次サービス」に読み替えます。</p>	<p>し込みが必要となります。</p> <p>第4条 (ご利用者のご同意事項) ご利用者は証明書取次サービスのご利用にあたって次の事項に同意するものとします。</p> <p>(1) JPDirectが取り次ぐ認証局に対するお申し込み、届け出等について、認証局が審査等を行い、JPDirectはその審査結果等について責任を負わないこと。</p> <p>(2) 証明書は認証局規定にしたがってご利用者の責任で利用されること。</p> <p>(3) 証明書取次サービスは、JPDirectサービスのご利用者限定して提供し、「JPDirectサービスご利用約款」の定めるお客様IDおよびパスワードによる認証を行って証明書取次サービスのお申し込み、届け出などを受け付けること。</p> <p>(4) ご利用者に関する情報の取り扱い、証明書取次サービスについてはJPDirectが定める「JPDirectにおけるご利用者の個人情報取り扱いについて」が、証明書の発行等の手続および証明書については認証局が定める「個人情報保護方針」が共に適用されること。</p> <p>(5) JPDirectが取次のお申し込み処理を完了していない場合、その処理が完了するまでの間、同一証明書に対する新たなお申し込みを受け付けられない場合があること。</p> <p>(6) 認証局規定により証明書の有効期間が短縮される場合があること。</p> <p>(7) 「JPDirectサーバー証明書取次サービス (従来版) ご利用規程」の次の条項とこれに関連する「JPDirectサービスご利用約款」が証明書取次サービスに準用されること。なお、準用における読み替えは下表のとおりとし、このご利用条件と準用する「JPDirectサーバー証明書取次サービス (従来版) ご利用規程」との間で矛盾抵触が生じる場合、このご利用条件の定めを優先して適用するものとします。</p>	<p>[第4条第6項] 認証局の定めによる有効期間短縮の可能性を追記</p> <p>[第4条第7項] 準用する規則名を変更し、準用する条項と読み替えの記載を表形式に変更</p>

JPDirectサーバー証明書取次サービス(セコムパスポート for Web EV) ご利用条件 (修正履歴付き)	JPDirectサーバー証明書取次サービス(セコムパスポート for Web EV) ご利用条件 (整形版)	備考																																																																		
<p>第10条 (お申し出によらない証明書失効等)。ただし、「上位規定」は「認証局規定」に、「当サービス」は「証明書取次サービス」に、「このご利用規程」は「このご利用条件」にそれぞれ読み替えます。</p> <p>第11条 (禁止行為)。ただし、「上位規定」は「認証局規定」に読み替えます。</p> <p>第13条 (言語)。ただし、「当サービス」は「証明書取次サービス」に読み替えます。</p> <p>第14条 (当サービスの停止)。ただし、「当サービス」は「証明書取次サービス」に読み替えます。</p>																																																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>準用する条項</th> <th>原文の用語</th> <th>読み替え後の用語</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第4条 (証明書発行のお申し込み)</td> <td>証明書発行のお申し込み</td> <td>証明書発行等の取次</td> </tr> <tr> <td>上位規定</td> <td>認証局規定</td> </tr> <tr> <td>第7条 (証明書発行お申し込みの撤回)</td> <td>証明書発行お申し込み</td> <td>証明書発行の取次、証明書再発行取次のお申し込み</td> </tr> <tr> <td>第9条 (書類の提出および照会)</td> <td>上位規定</td> <td>認証局規定</td> </tr> <tr> <td>第10条 (証明書失効)</td> <td>当サービス</td> <td>証明書取次サービス</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第11条 (お申し出によらない証明書失効等)</td> <td>上位規定</td> <td>認証局規定</td> </tr> <tr> <td>当サービス</td> <td>証明書取次サービス</td> </tr> <tr> <td>このご利用規程</td> <td>このご利用条件</td> </tr> <tr> <td>第12条 (禁止行為)</td> <td>上位規定</td> <td>認証局規定</td> </tr> <tr> <td>第14条 (言語)</td> <td>当サービス</td> <td>証明書取次サービス</td> </tr> <tr> <td>第15条 (当サービスの停止)</td> <td>当サービス</td> <td>証明書取次サービス</td> </tr> </tbody> </table>	準用する条項	原文の用語	読み替え後の用語	第4条 (証明書発行のお申し込み)	証明書発行のお申し込み	証明書発行等の取次	上位規定	認証局規定	第7条 (証明書発行お申し込みの撤回)	証明書発行お申し込み	証明書発行の取次、証明書再発行取次のお申し込み	第9条 (書類の提出および照会)	上位規定	認証局規定	第10条 (証明書失効)	当サービス	証明書取次サービス	第11条 (お申し出によらない証明書失効等)	上位規定	認証局規定	当サービス	証明書取次サービス	このご利用規程	このご利用条件	第12条 (禁止行為)	上位規定	認証局規定	第14条 (言語)	当サービス	証明書取次サービス	第15条 (当サービスの停止)	当サービス	証明書取次サービス	<table border="1"> <thead> <tr> <th>準用する条項</th> <th>原文の用語</th> <th>読み替え後の用語</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第4条 (証明書発行のお申し込み)</td> <td>証明書発行のお申し込み</td> <td>証明書発行等の取次</td> </tr> <tr> <td>上位規定</td> <td>認証局規定</td> </tr> <tr> <td>第7条 (証明書発行お申し込みの撤回)</td> <td>証明書発行お申し込み</td> <td>証明書発行の取次、証明書再発行取次のお申し込み</td> </tr> <tr> <td>第9条 (書類の提出および照会)</td> <td>上位規定</td> <td>認証局規定</td> </tr> <tr> <td>第10条 (証明書失効)</td> <td>当サービス</td> <td>証明書取次サービス</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第11条 (お申し出によらない証明書失効等)</td> <td>上位規定</td> <td>認証局規定</td> </tr> <tr> <td>当サービス</td> <td>証明書取次サービス</td> </tr> <tr> <td>このご利用規程</td> <td>このご利用条件</td> </tr> <tr> <td>第12条 (禁止行為)</td> <td>上位規定</td> <td>認証局規定</td> </tr> <tr> <td>第14条 (言語)</td> <td>当サービス</td> <td>証明書取次サービス</td> </tr> <tr> <td>第15条 (当サービスの停止)</td> <td>当サービス</td> <td>証明書取次サービス</td> </tr> </tbody> </table>	準用する条項	原文の用語	読み替え後の用語	第4条 (証明書発行のお申し込み)	証明書発行のお申し込み	証明書発行等の取次	上位規定	認証局規定	第7条 (証明書発行お申し込みの撤回)	証明書発行お申し込み	証明書発行の取次、証明書再発行取次のお申し込み	第9条 (書類の提出および照会)	上位規定	認証局規定	第10条 (証明書失効)	当サービス	証明書取次サービス	第11条 (お申し出によらない証明書失効等)	上位規定	認証局規定	当サービス	証明書取次サービス	このご利用規程	このご利用条件	第12条 (禁止行為)	上位規定	認証局規定	第14条 (言語)	当サービス	証明書取次サービス	第15条 (当サービスの停止)	当サービス	証明書取次サービス	
準用する条項	原文の用語	読み替え後の用語																																																																		
第4条 (証明書発行のお申し込み)	証明書発行のお申し込み	証明書発行等の取次																																																																		
	上位規定	認証局規定																																																																		
第7条 (証明書発行お申し込みの撤回)	証明書発行お申し込み	証明書発行の取次、証明書再発行取次のお申し込み																																																																		
第9条 (書類の提出および照会)	上位規定	認証局規定																																																																		
第10条 (証明書失効)	当サービス	証明書取次サービス																																																																		
第11条 (お申し出によらない証明書失効等)	上位規定	認証局規定																																																																		
	当サービス	証明書取次サービス																																																																		
	このご利用規程	このご利用条件																																																																		
第12条 (禁止行為)	上位規定	認証局規定																																																																		
第14条 (言語)	当サービス	証明書取次サービス																																																																		
第15条 (当サービスの停止)	当サービス	証明書取次サービス																																																																		
準用する条項	原文の用語	読み替え後の用語																																																																		
第4条 (証明書発行のお申し込み)	証明書発行のお申し込み	証明書発行等の取次																																																																		
	上位規定	認証局規定																																																																		
第7条 (証明書発行お申し込みの撤回)	証明書発行お申し込み	証明書発行の取次、証明書再発行取次のお申し込み																																																																		
第9条 (書類の提出および照会)	上位規定	認証局規定																																																																		
第10条 (証明書失効)	当サービス	証明書取次サービス																																																																		
第11条 (お申し出によらない証明書失効等)	上位規定	認証局規定																																																																		
	当サービス	証明書取次サービス																																																																		
	このご利用規程	このご利用条件																																																																		
第12条 (禁止行為)	上位規定	認証局規定																																																																		
第14条 (言語)	当サービス	証明書取次サービス																																																																		
第15条 (当サービスの停止)	当サービス	証明書取次サービス																																																																		
<p>第5条 (契約期間およびご利用期間)</p> <p>1. <u>証明書取次サービスの契約期間は初回の証明書発行の取次に基づく証明書発行から1年とします。</u></p> <p>2. <u>証明書取次サービスのご利用期間は契約期間と同一です。</u></p> <p>3. <u>証明書取次サービスの契約は、ご利用者が契約期間満了前までにJPDirect所定の方法により</u></p> <p><u>第3条第3項に定める料金を支払い、その他更新に必要な手続を所定の期日までに行うことで、契約期間満了日の翌日からさらに1年延長されるものとし、以降も同様とします。</u></p>	<p>第5条 (契約期間およびご利用期間)</p> <p>1. 証明書取次サービスの契約期間は初回の証明書発行の取次に基づく証明書発行から1年とします。</p> <p>2. 証明書取次サービスのご利用期間は契約期間と同一です。</p> <p>3. 証明書取次サービスの契約は、ご利用者が契約期間満了前までにJPDirect所定の方法により</p> <p>第3条第3項に定める料金を支払い、その他更新に必要な手続を所定の期日までに行うことで、契約期間満了日の翌日からさらに1年延長されるものとし、以降も同様とします。</p>	<p>[第5条] 契約期間(1年)の定めを追記</p>																																																																		

JPDirectサーバー証明書取次サービス(セコムサポート for Web EV) ご利用条件 (修正履歴付き)	JPDirectサーバー証明書取次サービス(セコムサポート for Web EV) ご利用条件 (整形版)	備考
<p><u>4. ご利用者が前項の手続を所定の期日までに行わない場合、証明書取次サービスの契約は契約期間の満了日をもって終了します。</u></p> <p><u>5. 以下に該当する場合、契約期間満了日を待たず契約を終了します。</u></p> <p><u>(1)ご利用者が証明書更新に必要な手続を行わず、証明書有効期間を迎えた場合</u></p> <p><u>(2)ご利用者、認証局またはJPDirectが証明書を失効した場合</u></p> <p><u>6. 前項に従い契約を終了場合であっても、JPDirectはすでに受領した料金をご利用者に返金しないものとします。</u></p> <p>第56条 (ご利用条件の変更) JPDirectは、相当の期間においてJPDirect所定の方法で公開することにより、このご利用条件を変更することができ、ご利用者はこの変更同意するものとします。</p> <p>第67条 (準拠法) このご利用条件は、日本法に基づき解釈適用されるものとします。</p> <p>第78条 (合意管轄) このご利用条件またはこのご利用条件に付随関連する事項について訴訟を提起する場合、東京地方裁判所をもって第一審専属合意管轄裁判所とします。</p>	<p>4. ご利用者が前項の手続を所定の期日までに行わない場合、証明書取次サービスの契約は契約期間の満了日をもって終了します。</p> <p>5. 以下に該当する場合、契約期間満了日を待たず契約を終了します。</p> <p>(1)ご利用者が証明書更新に必要な手続を行わず、証明書有効期間を迎えた場合</p> <p>(2)ご利用者、認証局またはJPDirectが証明書を失効した場合</p> <p>6. 前項に従い契約を終了場合であっても、JPDirectはすでに受領した料金をご利用者に返金しないものとします。</p> <p>第6条 (ご利用条件の変更) JPDirectは、相当の期間においてJPDirect所定の方法で公開することにより、このご利用条件を変更することができ、ご利用者はこの変更同意するものとします。</p> <p>第7条 (準拠法) このご利用条件は、日本法に基づき解釈適用されるものとします。</p> <p>第8条 (合意管轄) このご利用条件またはこのご利用条件に付随関連する事項について訴訟を提起する場合、東京地方裁判所をもって第一審専属合意管轄裁判所とします。</p>	